

医療法人健秀会 介護老人保健施設 なでしこ 通所リハビリテーション(介護予防通所リハビリテーション)事業所運営規程

(運営規程設置の主旨)

第1条 「医療法人健秀会」が開設する「介護老人保健施設なでしこ」において、実施する通所リハビリテーション(介護予防通所リハビリテーション)(以下「当事業所」という。)の適正な運営を確保するために、人員及び管理運営に関する事項を定める。

(事業の目的)

第2条 通所リハビリテーション(介護予防通所リハビリテーション)は、要介護状態(介護予防通所リハビリテーションにおいては要支援状態)と認定された利用者(以下「利用者」という。)に対し、介護保険法令の趣旨に従って、通所リハビリテーション(介護予防通所リハビリテーション)計画を立て実施し、利用者の心身機能の維持回復を図ることを目的とする。

(運営の方針)

- 第3条 当事業所では、通所リハビリテーション(介護予防通所リハビリテーション)計画に基づいて、理学療法士、作業療法士及びその他必要なリハビリテーションを行い、利用者の心身機能の維持回復を図り、利用者が可能な限りその居宅において、自立した生活を営む事が出来るよう在宅ケアの支援に努める
- 1 当事業所では、利用者の意思及び人格を尊重し、自傷他害の恐れがある党緊急やむを得ない場合以外、原則として利用者に対し身体拘束を行わない。
 - 2 当事業所は、利用者の人権擁護、虐待防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じるものとする。
 - 3 当事業所では、介護老人保健施設が地域の中核施設となるべく、居宅介護支援事業者(介護予防支援事業者)、その他保健医療福祉サービス提供及び関係市町村と綿密な連携を図り、利用者が地域において統合的サービス提供を受けることができるよう努める。
 - 4 当事業所では、明るく家庭的な雰囲気を重視し、利用者が「にこやか」で「個性豊かに」過ごす事が出来るよう努める。
 - 5 サービス提供にあたっては、懇切丁寧を旨とし、利用者又はその家族に対して療養上必要な事項について、理解しやすいように指導又は、説明を行うとともに、利用者の同意を得て実施するよう努める。
 - 6 利用者の個人情報の保護は、個人情報保護法に基づく厚生労働省のガイドラインに則り、当事業所が得た利用者の個人情報については、当該事業所での介護サービスの提供にかかる以外の利用は原則的に行わないとし、外部への情報提供については、必要に応じて利用者又はその代理人の了解を得ることとする。
 - 7 通所リハビリテーション(介護予防通所リハビリテーション)の提供に当たっては、介護保険法第118条の2第1項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めるものとする。

(事業所の名所及び所在地等)

第4条 当事業所の名称所在地等は次のとおりとする。

- | | |
|-------------|--|
| (1) 名 称 | 介護老人保健施設なでしこ 通所リハビリテーション・介護予防通所リハビリテーション |
| (2) 開設年月日 | 平成17年4月1日 |
| (3) 所 在 地 | 埼玉県秩父郡横瀬町大字横瀬5850 |
| (4) 電 話 番 号 | 0494-25-7200 |
| (5) 定 員 | 25名 |
| (6) 管 理 者 | 荒船 丈一 |
| (7) 事業所コード | 1154880027 |

(従業者の職種、員数)

第5条 当事業所の従事者の職種、員数は、次のとおりであり、必置職については法令の定めたところによる。

- | | | | |
|-----|-------------|------|--------|
| (1) | 管 理 者 | 常勤 | 1 人 |
| (2) | 医 師 | 常勤 | 1 人以上 |
| (3) | 薬 剤 師 | | 0.3人以上 |
| (4) | 看 護 職 員 | 常勤兼務 | 1 人以上 |
| (5) | 介 護 職 員 | 常勤 | 3名以上 |
| (6) | 支援相談員 | 常勤兼務 | 1 名以上 |
| (7) | 理学療法士・作業療法士 | | 1 名以上 |
| (8) | 管理栄養士 | 常勤兼務 | 1 名以上 |
| (9) | 事 務 員 | | 1名以上 |

(従業者の業務内容)

第6条 前条に定める当事業所職員の職務内容は、以下のとおりとする。

- (1) 管理者は、当事業所に携わる従業者の総括管理、指導を行う。
- (2) 医師は、利用者の病状及び心身の状況に応じて、日常的な医学的対応を行う。
- (3) 薬剤師は、医師の指示に基づき調剤を行い、事業所で保管する薬剤を管理するほか、利用者に対し服薬指導を行う。
- (4) 看護職員は、医師の指示に基づき投薬、検温、血圧測定等の医療行為を行うほか、利用者の通所リハビリテーション(介護予防通所リハビリテーション)計画に基づく看護を行う。
- (5) 介護職員は、利用者の通所リハビリテーション(介護予防通所リハビリテーション)計画に基づく介護を行う。
- (6) 支援相談員は、利用者及びその家族から相談に適切に応じるとともに、レクリエーション等の計画、指導を行い、市町村と連携を図るほか、ボランティアの指導を行う。
- (7) 理学療法士・作業療法士は医師や看護師等と共同してリハビリテーション実施計画書を作成するとともに、リハビリテーション実施に際し、指導を行う。
- (8) 管理栄養士は利用者の栄養管理、栄養ケア・マネジメント等の栄養状態の管理、食事相談を行う。
- (9) 事務業務・及び清算業務を行う。

(営業日及び営業時間)

第7条 事業所の営業日及び営業時間を以下のとおりとする。

- | | | |
|-----|---------|--|
| (1) | 営 業 日 | 月曜日～土曜日までの6日間を営業日とする。
日曜日、年末年始 12月31日～1月3日は休業とする。 |
| (2) | 営 業 時 間 | 8:00～17:00までを営業時間とする。 |

(利用定員)

第8条 通所リハビリテーション及び介護予防通所リハビリテーションの利用定員数は、25人とする。

(業務内容)

第9条 通所リハビリテーション(介護予防通所リハビリテーション)は、(介護予防に合っては介護予防に資するよう、)医師、理学療法士、作業療法士等のリハビリスタッフによって作成される通所リハビリテーション(介護予防通所リハビリテーション)計画及びリハビリテーション実施計画書に基づいて、理学療法、作業療法その他必要なリハビリテーションを行う。

- 1 通所リハビリテーション(介護予防通所リハビリテーション)計画に基づき、入浴介助を実施する。
- 2 通所リハビリテーション(介護予防通所リハビリテーション)計画に基づき、食事を提供する。
- 3 通所リハビリテーション(介護予防通所リハビリテーション)計画に基づき、居宅及び施設間の送迎を実施する。

(利用者負担の額)

第10条 指定通所リハビリテーションの利用料金は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、当該通所リハビリテーションが法定代理受領サービスである時は、その1割りの額とする。

- 1 その他の費用として、次の各号に掲げる費用の支払いを受けることができるものとする。
 - ① 1日につき食費 650円
 - ② 日用生活品日 152円または110円
 - ③ 教養娯楽費 190円
 - ④ 私物の衣類を失禁等で汚した場合に、施設で洗濯する費用 施設洗濯代 1回30円
 - ⑤ おむつ代 実費
- 2 前項の費用の支払いを受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に文書で説明をした上で、支払い同意する旨の文書に署名を受けることとする。

(通常業務の実施地域)

第11条 通常の送迎の実施地域を以下のとおりとする。

秩父郡横瀬町・秩父市・秩父郡皆野町・秩父郡長瀬町の区域とする。

(身体拘束等)

第12条 当事業所は、原則として利用者に対して身体拘束を廃止する。但し、当該利用者または他の利用者等の生命または身体を保護するため等、緊急でやむ負えなく身体拘束を行う場合、当事業所の意思がその様態及び時間、その際の利用者の心身状況、緊急やむを得なかった理由を診療録に記載する。

(虐待の防止等)

第13条 当事業所は、利用者の人権擁護、虐待の発生またはその再発を防止するため、以下に掲げる事項を実施する。

- (1) 虐待防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話等を活用して行う事ができるものとする。)を3ヶ月に1回開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図る。
- (2) 虐待防止のための指針を整備する。
- (3) 虐待を防止するための勉強会及び、事業所内研修を年に2回実施する。
- (4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を設置する。

(褥瘡対策等)

第14条 当事業所は、利用者に対し良質なサービス提供をする取り組みのひとつとして、褥瘡が発生しないような適切な介護に努めるとともに、褥瘡対策指針(別添)を定め、その発生を防止するための体制を整備する。

(事業所の利用に当たっての留意事項)

第15条 通所リハビリテーション(介護予防通所リハビリテーション)利用に当たっての留意事項を以下のとおりとする。

- ・ 当事業所利用中の食事は、特段の事業がない限り事業所の提供する食事を摂取いただくこととする。食費は第10条に利用料として規定されるものであるが、同時に事業所には第9条の規定に基づき利用者の心身の状態に影響を与える栄養状態の管理をサービス内容としているため、食事内容を管理・決定できる権限を委任していただくこととする。
- ・ 利用に当たって、体調不良等によって通所リハビリテーションに適さないと判断された場合には、サービスの提供を中止することがある。
- ・ 主治医からの指示事項がある場合には申し出る。
- ・ 気分が悪くなったときは速やかに申し出る。

(非常災害対策)

第16条 消防法等の規定に基づき非常災害に関する具体的な計画を立て、非常災害に備えるため、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行うものとする。

- (1) 防火管理者には、事業所管理者を充てる。(事業所管理者とは別に定めることも可)
- (2) 火元責任者には、事業所職員を充てる。(名前を列記しても可)
- (3) 非常災害用の設備点検は、契約保守業者に依頼する。点検の際は、防火管理者が立ち会う。
- (4) 非常災害設備は、常に有効に保持するよう努める。
- (5) 火災の発生や地震が発生した場合は、被害を最小限にとどめるため、自衛消防隊を編成し任務の遂行にあたる。
- (6) 防火管理者は、当施設職員に対して防火教育、消防訓練を実施する。
 - ① 防火教育及び基本訓練(消化・通報・避難)……年に2回以上(うち1回は夜間を想定した訓練を行う)
 - ② 離床者を含めた総合避難訓練……年に1回以上
 - ③ 非常災害用設備の使用方法的徹底……随時その他必要な災害防止対策についても必要に応じて対処する体制をとる。
- (7) 当事業所は、(6)に規定する訓練の実施にあたって、地域住民の参加がえられるよう連携に努める。

(業務継続計画の策定等)

第17条 当事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対し通所リハビリテーション(介護予防通所リハビリテーション)の提供を継続的に実施するため、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画(以下「業務継続計画」という。)を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。

- 1 事業所は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施する。
- 2 事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行う。

(事故発生の防止及び発生時の対応)

第18条 当事業所は、安全かつ適正に、質の高い介護・医療サービスを提供するために、事故発生の防止のための指針(別添)を定め、介護・医療事故を防止するための体制を整備する。またサービス提供等に事故が発生した場合、当事業所は、利用者に対し必要な措置を行う。

(職員の服務規律)

第19条 当事業所職員は、介護保険関係法令及び祖規則、個人情報保護法を遵守し、業務上の指示命令に従い、自己の業務に専念する。服務に当たっては、協力して事業所の秩序を維持し、常に次の事項に留意すること。

- (1) 利用者に対しては、人格を尊重し親切丁寧を旨とし、責任を持って接遇すること。
- (2) 常に健康に留意し、明朗な態度を失ってはならない。
- (3) お互いに協力し合い、能率の向上に努力するよう心掛けること。

(職員の質の確保)

第20条 当事業所職員の資質向上のために、その研修の機会を確保する。

- 1 当事業所は、全ての従業者(看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、介護保険法第8条第2項に規程する政令で定める者等の資格を有する者。その他これに類する者を除く。)に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じるものとする。

(職員の勤務条件)

第21条 当事業所職員の就業に関する事項は、別に定める医療法人健秀会の就業規則による。

(職員の健康管理)

第22条 当事業所職員は、当事業所が行う年1回の健康診断を受診すること。

(カスタマーハラスメントに対する対応)

第23条

- 1 本事業所は、利用者又はその身元引受人等より、社会通念上相当な範囲を超える要求又は言動により、当施設職員の就業環境を害する恐れのある行為(以下「カスタマーハラスメント」という。)について、安全及び尊厳を確保し、適切な介護サービスを継続的に提供するため、組織として必要な対応を行うものとする。
- 2 前項に規定するカスタマーハラスメントには、次に掲げる行為を含むものとする。ただし、これらに限られるものではない。
 - (1) 暴言、威圧的な言動、人格を否定する発言
 - (2) 業務の範囲を超える過度又は不当な要求
 - (3) 合理性を欠く長時間の拘束や執拗な要望・クレーム
 - (4) その他、職員の就業環境を著しく害する行為
- 3 本事業所は、当施設職員が安心して相談できる相談体制を整備し、職員研修や対応マニュアルを整備して、必要に応じて法人本部、関係機関等と連携しながら対応するものとする。
- 4 本事業所は、カスタマーハラスメントが発生した場合、複数名による対応、事実関係の記録、管理者への報告等を行い、状況に応じて適切な対応を講ずるものとする。
- 5 カスタマーハラスメントが継続し、又は著しく悪質であると認められたときは、サービス提供方法の見直し、その他必要な措置について、利用者又は身元引受人等と協議を行う事がある。

(衛生管理)

第23条 利用者の使用する施設、食器、その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め又は、衛生上必要な措置を講ずるとともに、医薬品及び医療用具の管理を適正に行う。

- 1 感染症が発生し又は、まん延しないように、感染症及び食中毒の予防及びまん延防止のための指針(別添)を定め、必要な措置を講ずるための体制を整備する。
 - (1) 当施設における感染症又は食中毒の予防及びまん延の防止の為の対策を検討する委員会(テレビ電話等を活用して行うことができるものとする)をおおむね月に1度以上開催するとともに、その結果について、従業員に周知徹底を図る。
 - (2) 当施設における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備する。
 - (3) 当施設において、従業員に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延防止のための訓練を定期的実施する。
 - (4) 「厚生労働大臣が定める感染症又は食中毒の発生が疑われる際の対処等に関する手順」に沿った対応を行う。
- 2 栄養士、管理栄養士、調理師等厨房勤務者は、毎月1回、検便を行わなければならない。
- 3 定期的に、鼠族、昆虫の駆除を行う。

(守秘義務及び個人情報の保護)

第24条 当事業所職員に対して、当事業所職員である期間及び当事業所職員でなくなった後においても、正当な理由が無く、その業務上知り得た利用者又はその家族の個人情報を漏らすことがないよう指導教育を随時行うほか、当事業所職員等が本規定に反した場合は、違約金を求めるものとする。

(その他運営に関する重要事項)

第25条 地震等非常災害その他やむを得ない事情のある場合を除き、定員を超えて利用させない。

- 1 運営規程の概要、当事業所職員の勤務体制、協力病院、利用者負担の額及び苦情処理の対応、プライバシーポリシーについては、当事業所内に掲示する。
- 2 当事業所は、適切な通所リハビリテーション(介護予防通所リハビリテーション)の提供を確保する観点から、職場において職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であつて業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じるものとする。
- 3 通所リハビリテーション(介護予防通所リハビリテーション)に関する政省令及び通知並びに本運営規程に定めのない、運営に関する重要事項については、医療法人健秀会介護老人保健施設などでこの役員会において定めるものとする。

附則

この運営規程は、平成17年4月1日から施行する。
この運営規程は、平成17年4月18日より変更し施行する。
この規定は、平成17年10月1日より変更し施行する。
この規定は、平成18年4月1日より変更し施行する。
この規定は、平成18年11月15日より変更し施行する。
この規定は、平成21年4月1日より変更し施行する。
この規定は、平成22年12月1日より変更し施行する。
この規定は、平成24年4月1日より変更し施行する。
この規定は、平成24年11月1日より変更し施行する。
この規定は、平成26年1月1日より変更し施行する。
この規定は、平成26年4月1日より変更し施行する。
この規定は平成30年10月1日より変更し施行する。
この規定は令和1年11月1日より変更し施行する。
この規定は令和3年3月23日より変更し施行する。
この規定は令和5年5月22日より変更し施行する。
この規定は令和6年6月1日より変更し施行する。
この規定は令和8年1月1日より変更し施行する。
この規定は令和8年10月1日より変更し施行する。